

一般社団法人福井県畜産協会 定款

制定	平成 25 年	4 月	1 日
改正	平成 26 年	6 月 26 日	
改正	令和 3 年	4 月	1 日
改正	令和 5 年	3 月 27 日	

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福井県畜産協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 協会は、畜産業を営む者の経営の指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、家畜の改良及び登録、その他畜産の振興に資する事業を行い、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 畜産の経営及び技術指導に関する事業
- (2) 畜産物の生産から消費に係る総合的な指導に関する事業
- (3) 畜産指導員の教育及び養成に関する事業
- (4) 畜産経営の安定の為に肥育牛に係る生産者積立金の積立て及び補てん金の交付に関する事業
- (5) 家畜及び畜産物の価格対策に関する事業
- (6) 家畜の伝染性疾病に係る予防措置に関する指導、予防接種及び畜舎等の消毒に関する事業
- (7) 家畜の疾病の発生予防に関する措置及び疾病損耗に対する互助の事業
- (8) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査に関する事業
- (9) 家畜人工授精師の技術向上に関する事業

- (10) 家畜の改良並びに優良精液の導入及び幹旋に関する事業
 - (11) 家畜の能力検定及び登録に関する事業
 - (12) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
 - (13) 畜産の啓発及び情報提供に関する事業
 - (14) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福井県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員または賛助会員になろうとする者は、会長理事が別に定める入会申込書を会長理事に提出し、理事会の決議を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てる為、正会員は、総会(法人法上の社員総会をいう。)で別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、協会の事業に関し本協会と密接な協力関係にある団体で、会長理事が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長理事が別に定める退会届を会長理事に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決において、除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項より除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれら附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長理事に総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。(各候補者をあらかじめ正会員で構成する選考委員会にて選定し、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。)

(書面による議決権行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長理事に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 17 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

なお、代理人の記載が無い場合、会長理事を代理人とする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された 2 名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長理事とする。
- 3 会長理事以外の理事のうち1名を常務理事とする事が出来る。

(役員の選定)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事及び常務理事は、理事会の決議において理事の中から選定する。
- 3 前項の会長理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めたところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を執行する。
- 4 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事は、有給とすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第30条 理事会は、会長理事が召集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、第30条第2項により召集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 34 条 協会の財産は、貸借対照表の正味財産に記載された財産を基本財産とする。

2 基本財産は、総会において、別に定めるところにより、協会の目的を達成する為に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 35 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 会長理事は、前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りではない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧を供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧を供するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という。）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 協会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局及び職員

(設置等)

- 第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 職員の任免は、会長理事が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長理事が別に

定める。

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備法等に関する整備等に関する法律第 121 条第 1 項（以下整備法という。）において読み替えて準用する同法第 106 号第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長理事は、山 田 俊 臣 とする。
- 3 法人法及び整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。